

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 [REDACTED] 外3名

債務者 中国電力株式会社

準備書面（27）

2024（令和6）年4月23日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊 一 郎

同 水 野 彰 子

ほか

第1 大阪高裁令和6年3月15日決定（乙243）（以下「大阪高決」という。）

は、そもそも異なる事業者の異なる原発（関西電力美浜3号炉）について、異なる当事者間の主張、疎明を前提とした判断であるため、本件でさして参考になるものではないと思われるが、震源極近傍の地震動に関する論点についての判断には、念のため次のとおり誤りを指摘しておく。

1 大阪高決は、本件特別考慮規定の「敷地」は、これが原子炉の安全性確保の観点から設けられたものであることからすれば、同規定の「敷地」は原子炉建屋基盤をいうものと解するのが合理的であると判示する（14～15頁）。

しかしながら、本件特別考慮規定は、基準地震動そのものの余裕の取り方に関わるものであるから、基準地震動による地震力に対して耐震安全性を確保することとされているすべての施設、地盤、斜面等に関係することは明らかであ

り、本件特別考慮規定における「敷地」は、原子炉施設の敷地全体との意味で用いられていると解するのが合理的である。大阪高決にいう「原子炉建屋基盤」とは、いったいどこまでの範囲を指すのか不明確であるが、基本的には「原子炉建屋の耐震安全性さえ確保すれば、あとは関係ない」という不合理な考え方に基づくものとしか解されない。

- 2 大阪高決は、浅部断層は短周期地震動の生成には寄与できない旨の意見書が提出されていることから、野津意見書の見解を直ちに採用することはできないと判示する（17頁）。

しかしながら、浅部断層における短周期地震動の生成能力について専門家の間で見解が分かれており、いずれかを否定することができないのであれば、原子力発電所に求められる保守性の観点からしても、本件特別考慮規定に「さらに十分な余裕を考慮」すべきことが示されていることからしても、より保守的な見解を前提とすべきである。大阪高決は、専門家の見解が分かれていることを前提としながら、より保守的な見解を考慮しなくてもよい理由を何ら示していない。

- 3 大阪高決は、浅部断層において短周期地震動が生成される可能性があるとしても、本件特別考慮規定がその点のみを特に考慮するよう求める規定であるとは考えにくい、その記載ぶりや策定までの議論状況からすれば、敷地が震源の極近傍に当たる場合には、表出する地表変位の影響が原子力施設にとって無視できないほど大きい場合を想定しつつ、浅部断層も含めた断層全体について適切な震源モデルを設定し、多角的にかつ十分な余裕を考慮して検討を行うよう要請するものと解されると判示する（17頁）。

しかしながら、本件特別考慮規定が浅部断層において短周期地震動が生成される可能性も考慮するよう求める規定であるならば、その点を一切考慮しな

った適合性審査の不合理性は明らかである。本件特別考慮規定の記載ぶりや策定までの議論状況からして、本件特別考慮規定は、断層が敷地に極めて近い場合の基準地震動の特別な策定手法について設けられたものとしか解することはできず、これを浅部断層による地震動への影響が無視できない場合と言い換えることはできたとしても、表出する地表変位の影響が原子炉施設にとって無視できないほど大きい場合とみなすのは、誤解があるように思われる。

実際、大阪高決は、C断層及び白木-丹生断層の地殻変動による最大傾斜が、審査ガイドが目安とする $1/2000$ を下回ることをもって、美浜発電所が近傍の断層を震源とする地震により無視できない地表変位の影響を受けるとは認め難く、美浜発電所につき「震源が敷地に極めて近い場合」としなかった判断に不合理な点はないとも判示している。この点、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」4. 1 (1) 3)における $1/2000$ というのは、傾斜によって一般建築物の構造的な障害が発生する目安に過ぎず、傾斜が $1/2000$ 以下であるからといって、当該地殻変動を引き起こした断層による地震動への影響が無視できる程小さいといえるわけではない。なお、C断層等のような縦ずれ断層が近傍にあればその活動によって敷地に傾斜をもたらすことは想定されるが、島根原発のように横ずれ断層（宍道断層）しか近傍にない場合には、敷地近傍の断層が活動したことによる敷地の傾斜はそもそも想定されていないと考えられる。

- 4 大阪高決は、地震本部による熊本地震の中間報告や学者の研究において、「断層ごく近傍」等が数kmとされていることに関し、「これらは研究者らがその研究テーマに取り組む中で示した将来的な検討課題や定義にとどまるから、これらの研究ないし報告があることをもって、本件特別考慮規定にいう『敷地極近傍』を敷地から数kmの距離であると解釈することはできない」とも判示する（18頁）。

しかしながら、本件特別考慮規定は、震源からの距離が極めて近い場合の強震動評価手法については、未だ研究段階であり将来的な検討課題となっている現状を踏まえて、その不確定性を無視せず、震源極近傍の地震動に係る最新の知見を踏まえた上で、「さらに十分な余裕を考慮」することを規定したものである。最新の知見において、「断層ごく近傍」等が数kmとされているのであれば、そのような知見を踏まえても、なぜ敷地から概ね500mしか離れていない白木一丹生断層や2kmしか離れていないC断層が「敷地に極めて近い場合」に当たらないといえるのか、大阪高決は何も理由を示しておらず、本件特別考慮規定の趣旨を理解していないと言わざるを得ない。

第2 福井地裁令和6年3月29日決定(乙278)(以下「福井地決」という。)

も、関西電力美浜3号炉についての判断であるため、本件ではさして参考にならないと思われるが、震源極近傍の地震動に関する論点についての判断については、念のため次のとおり誤りを指摘しておく。

- 1 福井地決は、「浅部断層において短周期地震動が生じるかどうかは、専門家の間においても議論が分かれている」という正当な認識を示しつつも、「現時点においては、浅部断層からの短周期地震動が地震動評価に与える影響に関しては、未だ検討段階にあるといえる」として、「本件特別考慮規定が、債権者らが主張するように、浅部断層から生成される短周期地震動が発生することを前提にして、その影響を考慮するよう求めているということまではできない」(79頁)と判示する。

しかしながら、前記のとおり、浅部断層における短周期地震動の生成能力について専門家の間で見解が分かれており、いずれも否定できないのであれば、原子力発電所に求められる保守性の観点からしても、本件特別考慮規定に「さらに十分な余裕を考慮」すべきことが示されていることからしても、

より保守的な方の見解をとるべきである。

また、本件特別考慮規定の策定に係る原子力規制委員会の検討チームでは、強震動が専門の藤原広行氏より、「引きずられて動く断層面は、…単に長周期だけでなく、短周期の地震動も出ている」という発言があった（甲119）一方で、短周期地震動を考慮する必要がないとの意見は特には出されていない。さらに、本件特別考慮規定に係る審査ガイドI 3. 3. 2④には、「震源モデルに基づく短周期地震動…を十分に説明できていることを確認する」という規定や「浅部における断層のずれの不確かさが十分に評価されていることを確認する」という規定はあるが、短周期の地震動を考慮する必要がないという考え方を示す記載はない。

したがって、本件特別考慮規定は、浅部断層から生成される短周期地震動を無視することを定めたものではなく、むしろこれを無視せず考慮すべきことを定めたものと解するべきである。

- 2 福井地決は、事業者が地震発生層の上端を保守的に3 kmと設定しており、この設定に不合理な点はないから、3 kmよりも浅部の断層から生成される短周期地震動の影響を考慮しなかったとしても不合理なものということとはできないとも判示する。

しかしながら、上記地震発生層上端の深さは、主に微小地震がどの程度浅いところで発生しているかという観点から決められたものであり、地表に変位を伴う地震発生時に、浅部の断層から生じる地震動について考慮に入れた上で決められたものではない。なお、地震本部が発表している熊本地震の中間報告（甲122）では、初期震源断層モデルの上端深さは2 kmと設定された上で、それよりも浅い領域まで浅部断層を拡張したモデルも検討されているのであり、上記3 kmという設定は特段保守的なものとはいえない。

第3 以上のとおり、大阪高決及び福井地決は、本件とは異なる事業者の異なる地域ないし原発敷地に係る異なる断層に関して判断を示したものである上、判断自体が誤りであるから、本件において全く参照すべきものではない。

以上